

令和9年度 春日井市保育園入園選考基準表

次の1の基準指数に2の調整指数を加算したものを世帯の指数とします。

1 基準指数 父母それぞれの状況の指数を合計します。（最大20点）

区分 番号	区分	保護者の状況	基準 指数
1	就労 (外勤・自営業主) ※育児休業等からの 復職者も含む	月の就労実績が160時間以上である	10
		月の就労実績が150時間以上である	9
		月の就労実績が130時間以上である	8
		月の就労実績が100時間以上である	7
		月の就労実績が60時間以上である	6
	就労 (自営業専従者 家族従業者)	月の就労実績が160時間以上である	9
		月の就労実績が150時間以上である	8
		月の就労実績が130時間以上である	7
		月の就労実績が100時間以上である	6
		月の就労実績が60時間以上である	5
	就労(内職)	月の就労実績が60時間以上である	4
2	妊娠・出産	出産(予定)月の前後2か月(多胎妊娠時は産前3か月)	7
3	疾病	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している	10
		月15日以上通院加療を要する	7
		一般療養(安静加療)を要する	5
4	障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B判定の交付を受けている	10
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C判定の交付を受けている	8
		身体障害者手帳4級以下の交付を受けている	6
5	看護・介護	要介護3以上、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B判定を受けている又はそれに相当する親族を介護又は看護している	10
		要介護1・2、要支援2、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C判定を受けている又はそれに相当する親族を介護又は看護している	6
		上記には該当しないが親族を介護又は看護している	4
6	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明、避難、拘禁等	10
7	求職活動 (就労予定)	就労先が確定しており、月160時間以上の就労を予定している	5
		就労先が確定しており、月130時間以上の就労を予定している	4
		就労先が確定しており、月60時間以上の就労を予定している	3
		就労中で月の就労実績が60時間未満だが、今後月60時間以上の就労を予定している	
		就労先は確定していないが、月60時間以上の就労を予定している	1
8	災害復旧	居宅の復旧等にあたっている	10
9	就学	職業訓練校や大学等に通学している学生である(通信制は除く)	6
		通信制の学生である	4
		その他就労を目的として就学している	3
10	育児休業中の利用	育児休業の対象児童のきょうだいの入園を申込む場合 ※2歳児クラス～年長クラスに限る	1
11	その他	各区分に掲げるもののほか、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	-

2 調整指数 世帯ごとに該当するものを加算します。

区分 記号	区分状況	調整 指数
A	ひとり親世帯 (死亡、離婚、未婚、長期にわたる拘禁等によりひとり親(に準ずる)世帯であるとき)	+7
B	保護者のいずれかが、育児休業等からの復職に合わせて入園を希望する場合 ※入園月中の復職が条件です。復職していないことが判明した場合は、退園となります。	+2
C	保護者のいずれかが、春日井市内の認可保育施設・事業所で保育士または看護師として勤務中(予定を含む)※看護師の方は資格証の写しを添付してください	+2
D	きょうだいが別園に通っており、同園への転園を希望する場合	+1
E	きょうだいがすでに在園しており、新規に申し込みをする場合	+1
F	きょうだいが同時に新規申し込みをする場合	+1
G	Fのうち、きょうだいが双生児以上の場合	+2
H	多胎児を妊娠している場合(区分が妊娠・出産の場合)	+1
I	認可保育施設・認可外保育施設に在園しており、新規に申し込みをする場合(保護者が月60時間以上、実際に就労しており、入園後も継続して就労する場合に限る)※在園証明等要添付	+1
J	小学生以下の児童が3人以上いる世帯	+1

※保護者の状況が「区分10 育児休業中の利用」の場合は、調整指数は加算しません。

3 同一指数で並んだ場合の優先順位表

I	施設の対象年齢に達したため、転園が必須となる場合(連携園がある園は除く)
II	同一世帯で同時に3つ以上の保育施設の利用となることが見込まれる場合
III	在園のきょうだいと同一施設への利用が見込める場合
IV	指数のうち、基準指数が高い世帯
V	保育の必要な事由間の優先順位(各世帯で異なる指数がある場合は高い指数で判定) ①災害等 ②不存在 ③疾病 ④障がい ⑤育児休業等からの復職 ⑥外勤・自営業主 ⑦介護等 ⑧自営業専従者・家族従業者 ⑨出産 ⑩就学 ⑪内職 ⑫就労予定 ⑬育児休業中の利用
VI	利用を希望する施設のうち、当該施設の利用希望順位が高い場合
VII	その他の世帯状況(施設との近接性・所得・保育の必要な事由にかかる拘束時間・祖父母の状況等・単身赴任(予定)者)から、より保育が必要である場合

◆就労実績・就労時間の算定方法

【区分1 就労】の就労実績について

就労証明書の「就労時間」「就労実績」から算出する次の①・②のうち、長い方の時間数とします。

①「就労実績」の時間数

②「就労時間」の1日の就労時間に「就労実績」の日数を乗じて得た時間数

※ 就労実績が60時間未満の場合は、求職活動(就労予定)として取り扱います。

※ 育児休業等からの復職については、「就労時間」の月間の就労時間を就労実績とみなします。

※ 育児のための短時間勤務をする場合、短縮前の雇用契約上の通常の時間数を就労実績とみなします。
ただし、拘束時間を考慮する場合は、実際の就労時間を用います。

【区分7 求職活動(就労予定)】の就労時間について

就労先が確定している場合は、就労証明書の「就労時間」の月間の時間数とします。

申込書を提出した後に就労実績等状況が変わった場合は、速やかに申し出てください。